

友和地区自治会等連絡協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、友和地区自治会等連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(会員及び会の構成)

第3条 本会は、友和地区に住所を有する世帯を会員とし、会員が所属する単位自治会・町内会の代表者をもって構成する。

(関連団体)

第4条 関連団体は、本会のまちづくりに賛同し、連携・協働して横断的に活動する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本会は、友和地区住民がお互いに支えあって、安全・安心で明るく持続性のあるまちづくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 友和地区の将来を見据えた研究及び活動
- (2) 各種団体相互間の連絡・調整及び支援
- (3) 防災・安全安心に関する活動
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

第3章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、監事2名、事務局長1名、会計1名、運営委員 若干名

(役員の選任)

第8条 会長、副会長及び監事は総会において選任する。

2 事務局長、会計、運営委員は総会の同意を得て、会長が委嘱する。

(役員の任務)

第9条 会長は、本会を代表し、その会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 4 事務局長は、本会の運営事務を行う。
- 5 会計は、本会の会計事務を行う。
- 6 運営委員は、特定の任務を持たない。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同一役職は連続3期6年までとする。

2 役員の欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会 議)

第 11 条 本会の運営のため、総会・役員会の会議を設ける。

2 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 会議は、その構成員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

（総 会）

第 12 条 総会は、年 1 回とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は、第 3 条に規定された単位自治会・町内会の代表者をもって構成し、役員の選任、規約の制定・改廃、事業計画及び事業報告、予算及び決算の承認、その他重要事項を審議決定する。

（役員会）

第 13 条 役員会は、必要に応じて開催する。

2 役員会は、第 7 条に規定された役員（監事を除く）をもって構成し、総会に付議すべき事項、総会の議決した事業等の執行に関する事項、その他総会の議決を要しない会務の執行等を協議・議決する。

（意見交換会等）

第 14 条 意見交換会等は、年 1 回以上開催する。

2 意見交換会等は、各種団体及び参加を希望する個人を含め、意見交換・情報交換を通じて各種団体の運営能力の向上と協働による持続可能な友和地区のまちづくりに資する。

第 5 章 会 計

（経 費）

第 15 条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

（会 費）

第 16 条 本会の会費は、1 世帯あたり年額 1 0 0 円とし、各単位自治会・町内会が毎年 6 月末までに納入するものとする。

（会計年度）

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 6 章 雑 則

（細 則）

第 18 条 本会の運営について、この規約に定めるもののほか、必要な細則を定めることができる。

2 細則は、役員会の審議・議決を経て、総会に報告する。

（役員活動費）

第 19 条 役員活動費を設けることができる。役員活動費については、細則による。

（庶務係）

第 20 条 庶務係若干名を置くことができる。庶務係は、会長からの依頼を受け、事務作業を担当する。

付 則

この規約は、令和 7 年 5 月 18 日から施行する。

令和 8 年 6 月 14 日一部改正(第 6 条に防災・安全安心に関する活動を追加)

この改正は、令和 8 年 6 月 14 日から施行する。